20福保健食第3138号 平成21年2月10日

社団法人日本玩具協会会長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

食品衛生法施行条例の一部改正について

食品衛生法施行条例(平成12年東京都条例第40号。以下「施行条例」という。)の一部が、平成20年東京都条例第149号をもって改正され、平成20年12月25日の公布、平成21年4月1日より施行されることとなりました。

つきましては、下記の事項について留意の上、衛生管理の徹底に努められるようお願いします。

なお、当該条例は東京都内の営業者が対象となることを念のため申し添えます。

記

### 第一 改正の要旨

施行条例附則に食品衛生法第62条第1項で規定する「乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃ」(以下「指定おもちゃ」という。)について準用する旨を追加した。

### 第二 留意事項

1 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。)第4おもちゃで規定する規格基準の適合性を確認するために自主検査を実施するよう努めること。

- 2 1の自主検査の記録及び出荷先又は販売先等必要な事項に関する記録を、 当該指定おもちゃの流通期間等を考慮した合理的な期間保存すること。
- 3 指定おもちゃに起因する食品衛生上の問題が発生した場合においては、速 やかに保健所等に情報を提供することともに、製品の回収等に関する連絡体 制の整備等、具体的な報告手順等を定めること。

第三 添付資料

別添1 東京都公報(写)

別添2 食品衛生法施行条例新旧対照表

○選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部

………(同)

亡

○東京都選挙管理委員会関係手数料条例…………

○東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の

特例に関する条例の一部を改正する条例………(同)…六

○東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改

正する条例………………(東京都監査委員)

츤

○東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正

------(生活文化スポーツ局)…心

東

○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条

○東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特

例に関する条例の一部を改正する条例………(同)…六

日刊

(日曜日、

土曜日、

休日休刊)



東京都

目

次

66

○職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例 ·······(総務局)…

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例… ○東京都統計調査条例の一部を改正する条例……(同)…

**+**; 四

○職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例… .....(同)

------(同) :: 八

· 益

.....(同)

台

例の一部を改正する条例 ……………(東京海場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条

●職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(条例

第一三〇号)

各給料表を改定します。

部を改正する条例 …………(東京都労働委員会)

(東京都公安委員会)

○特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する

○都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例 (東京都教育委員会)

○義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特 別措置に関する条例の一部を改正する条例……(同) の一部を改正する条例……… -----(同

○学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例………………(同

○東京都産業教育審議会に関する条例の一部を改正

○地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに

係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定

する条例で定める内部組織を定める条例………… ·······(福祉保健局)⋯1○

○老人総合研究所の助成等に関する条例を廃止する

○食品製造業等取締条例の一部を改正する条例…… ○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 … (同)

○東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁 る条例 …………………(産業労働局)

○東京都労働委員会あつせん員の費用弁償条例の一 区漁業調整委員会・東京都内水面漁場管理委員会)

○警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例 ○東京都安全・安心まちづくり条例の一部を改正す

…(同)

○学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条 仑

主

: 杂

尧

○東京都立図書館条例の一部を改正する条例 …(同)…100 する条例 ………………………(同)…|(の

○東京都立老人医療センター条例を廃止する条例… .....(同)…100

.....(同)…1○ ):::|0] 二九号)

○東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正す .....(同) <u>:</u>|

إجوادها

: ⊡

 $\Box$ 

る条例 ………………………(同)…|01  $\subseteq$ 

職給料表一に準じて統合します。)。

めます(研究職給料表、医療職給料表に・巨も行政

行政職給料表一の一・二級を統合し、

級構成を改

条 例 の ぁ

6 ŧ

|▲ ●職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例 (条例

第一二八号 二 この条例は、公布の日から施行します 又は研修終了後早期に職員が離職した場合における 研修費用の償還制度を新たに設けます。 一八年法律第七〇号)に基づき、大学院派遣研修中 国家公務員の留学費用の償還に関する法律 (平成

●東京都統計調査条例の一部を改正する条例 二 都指定統計調査に係る、 三 この条例は、平成二一年四月一日から施行します。 用等に関し、所要の規定を整備します え、統計調査により集められた調査票情報の二次利 て規定を設けます。 統計法(平成一九年法律第五三号)の施行を踏ま かたり調査の禁止につい (条例第一

2

# ●東京都条例第百四十八号

老人総合研究所の助成等に関する条例を廃止する条例

止する。 老人総合研究所の助成等に関する条例(昭和五十六年東京都条例第三十六号)は、

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を公布する。 平成二十年十二月二十五日

東京都知事 石 原 慎 太郎

# 東京都条例第百四十九号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成十二年東京都条例第四十号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

別表第一第二の部二の款因の項ワ及び同款八の項から出の項までの規定は、法第六

ちゃについて準用する。 ことによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおも 十二条第一項において準用する法第五十条第二項の規定に基づき、乳幼児が接触する

別表第一第二の部二の款什の項イの次に次のように加える。

を提供すること。 師の診断を受け、その症状が当該製造食品等に起因する又はその疑いがある この項において「製造食品等」という。)について、消費者の健康被害(医 と診断されたものに限る。)の情報を受けたときは、速やかに知事等に情報 製造し、輸入し、加工し、又は調理した食品等、器具及び容器包装

やかに知事等に情報を提供すること。 販売食品等について、法の規定に違反していることが判明したときは、

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

正する。

の診断を受け、その症状が当該製造し、輸入し、又は加工した食品に起因 製造し、輸入し、又は加工した食品について、消費者の健康被害(医師

速やかに知事等に情報を提供すること。

(1) 速やかに知事等に情報を提供すること。 販売食品等について、法の規定に違反していることが判明したときは、

別表第四第二の部二の款件の項イの次に次のように加える。

U 供給した食品について、消費者の健康被害(医師の診断を受け、その症状

る。)の情報を受けたときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

ハ 販売食品等について、法の規定に違反していることが判明したときは、

速

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十年十二月二十五日

東京都条例第百五十一号

東京都知事 石 原 慎 太 郎 食品製造業等取締条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十年十二月二十五日

廃

# ●東京都条例第百五十号

東京都知事

石

原

慎

太

郎

食品製造業等取締条例の一部を改正する条例

食品製造業等取締条例(昭和二十八年東京都条例第百十一号)の一部を次のように改

別表第二第二の部二の款口の項ヌイの次に次のように加える。

する又はその疑いがあると診断されたものに限る。)の情報を受けたとき

が当該供給した食品に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限

やかに知事等に情報を提供すること。

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

速

, 食品衛生法施行条例(平成十二年東京都条例第四十号)新旧対照表(抄)

(H) 情報提供	一分ののででででは、	二 共通事項(自動販売機によるものを除く。)	一(現行のとおり)	第二 衛生措置	第一(現行のとおり)	公衆衛生上講ずべき措置の基準	別表第一(第二条関係)	もちゃについて準用する。	康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するお	条第二項の規定に基づき、乳幼児が接触することによりその健	までの規定は、法第六十二条第一項において準用する法第五十	2 別表第一第二の部二の款田の項ワ及び同款(八の項から)十の項	1 この条例は、平成一二年四月一日から施行する。	附則	第一条から第四条まで(現行のとおり)	改正案
H 情報提供 .	一 一 から のまで (略)	二 共通事項(自動販売機によるものを除く。)・	一 (略)	第二 衛生措置	第一(略)	公衆衛生上講ずべき措置の基準	別表第一(第二条関係)						この条例は、平成一二年四月一日から施行する。	附則	第一条から第四条まで(略)	

製造し、輸入し、加工し、又は調理した食品等、

具及び容器包装(以下この項において「製造食品等」

という。)について、消費者の健康被害(医師の診断を

受け、その症状が当該製造食品等に起因する又はその

疑いがあると診断されたものに限る。)の情報を受けた

ときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

販売食品等について、法の規定に違反していること

が判明したときは、速やかに知事等に情報を提供する

المحالية

三及び四(現行のとおり)

別表第二(現行のとおり)

三及び四

別表第1一(略)

略)

1

略